

令和3年度 寒河江市若者定着支援未来創成事業募集要項

寒河江市では、若者夫婦の市内回帰を促進し、もって定住人口の増加を図るため、Uターン者で日本学生支援機構の奨学金の返還をしている一定の要件を満たす方の奨学金の返還を経済的に支援する事業を実施し、その対象者を募集します。

1 支援対象となる奨学金

次の各号の高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学中に貸与を受けた、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）又は第二種奨学金（有利子）（以下「奨学金」という。）

- (1) 大学院（修士課程に限る。）
- (2) 大学
- (3) 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る。）
- (4) 短期大学
- (5) 専修学校専門課程

2 募集対象者

次の各号の要件の全てに該当する夫婦で、大学等の在学期間中に貸与を受け、現在、奨学金を返還している方（夫と妻のどちらか一方）を募集対象者とします。

- (1) 夫と妻の双方が、令和3年1月1日から認定申請書の提出日までに西村山地区外から寒河江市内に転入した夫婦又は転入する見込みの夫婦で、8年以上継続して寒河江市内に居住する意思があると認められる夫婦
- (2) 転入の前日1年間において寒河江市、河北町、西川町、朝日町及び大江町（以下「西村山地区内」という）に住所を有していなかった夫婦
- (3) 夫の親若しくは妻の親又はその双方の親が、西村山地区内に住所を有する夫婦
- (4) 夫若しくは妻のいずれか又はその双方が就業している夫婦又は就業する見込みの夫婦
- (5) 民間機関の支援を含む他の奨学金返還支援事業の支援を受けていない夫婦
- (6) 奨学金の返還を延滞していない夫婦
- (7) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない夫婦
- (8) 夫と妻の双方が、市税等を滞納していない者であること。

3 募集人員

4名程度

4 募集期間及び提出先

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)17時(必着)までに、寒河江市役所企画創成課政策調整係へ、持参または郵送により提出ください。なお、応募書類は返却しません。また、募集期間に関わらず募集人員に達した時点で受付終了となる場合がございます。

5 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 寒河江市若者定着支援未来創成事業助成対象者認定申請書（様式1）
- (2) 奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し

- (3) 奨学金返還証明書
- (4) 西村山地区内に住所を有する親の住民票の写し

6 助成対象者

(1) 助成対象者の認定

応募書類等により審査して助成対象者を認定し、文書により通知します。

(2) 助成対象者の認定の取消し

助成対象者が助成金額の全額を交付されるまでに以下の事由に該当した場合は、助成対象者の認定が取消しとなります。なお、取消しになった場合、すでに受けた交付額を市に返還しなければならない場合があります。

ア 奨学金の返還を延滞している場合

イ 奨学金の返還が免除された場合

※死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除

ウ 助成対象者の認定の取消しを希望する場合

エ 助成金の交付申請時点で夫若しくは妻のいずれか又はその双方が就業していない場合

オ 市外へ転出した場合（転出後、再度寒河江市内に転入した場合を含む。）

カ 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当する場合

キ 市税等を滞納している場合

7 助成方法

助成対象者の認定を受けた翌年度以降3年にわたって助成金の交付申請をしていたら、申請に基づき助成金を交付します。なお、助成対象者の認定を受けた年度の翌年度及び翌々年度は助成対象者に直接支払い、3年目は奨学金の返還先である日本学生支援機構へ直接繰上返還することを予定しています。

8 助成金額

助成金額は、山形県外からの転入の場合は、助成対象者の認定申請時点での奨学金の返還残額（A）と奨学金の貸与を受けた月数（月数は72月を上限とする）に2万6千円を乗じた金額（B）のどちらか少ない金額を上限（以下「上限額」という。）とし、西村山地区を除く山形県内からの転入の場合は、前述の計算方法にて算出した金額の2分の1の金額を上限とします。

助成対象者の認定を受けた年度の翌年度及び翌々年度は、単年度の返還額に相当する額を交付します（助成金額は返還残額を上限とします）。3年目は、上限額から前年度までに交付を受けた金額を差し引いた金額を一括して交付します。

※助成金交付申請時までに奨学金の繰上返還を行った場合は、助成金額が減額されますので留意してください。

9 応募・問合せ

〒991-8601

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市役所 企画創成課 政策調整係

電話 0237-85-1413（平日8時30分から17時15分まで）

FAX 0237-86-7220

Mail seisaku@city.sagae.yamagata.jp

寒河江市長 殿

寒河江市若者定着支援未来創成事業助成対象者認定申請書

令和 3 年度寒河江市若者定着支援未来創成事業募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏 名						
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	転入前住所	〒					
	現住所 <small>(転入見込みの 場合は転入後の 居住予定住所)</small>	〒 寒河江市					
	電話番号	自宅		携帯			
	メールアドレス						
	勤務先	(就業済・就業予定)					
配偶者	ふりがな 氏 名						
	生年月日	昭和 平成	年	月	日		
	勤務先	(就業済・就業予定)					
西村山地区内 に在住する 夫又は妻の 親の状況	ふりがな 氏 名			申請者との 関係			
	住 所						
	電話番号						
返還している 日本学生支援 機構奨学金	種 類	第 種奨学金					
	貸与総額	円	返還残額	円			
	貸与期間	年 月～ 年 月ま で					
	今年度返還金額	円					
<p>私は、転入後 8 年以上継続して寒河江市内に居住する意思があることを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">申請者自署 _____</p> <p>本申請の審査のために、市税等の納入状況を調査されることに同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">申請者自署 _____</p> <p style="text-align: right;">配偶者自署 _____</p>							

- ①奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し
- ②奨学金返還証明書
- ③西村山地区内に住所を有する親の住民票の写しを添付すること